

にかほ市 結婚新生活支援事業



ご結婚おめでとうございます！

にかほ市で結婚新生活をスタートさせる新婚世帯について、
新居の取得費用・家賃・住宅リフォーム費用・引越費用などを補助します。

◎対象となる新婚世帯 ※次の条件を全て満たすこと

婚姻日：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

年齢：夫婦ともに婚姻時の年齢が39歳以下

所得：夫婦の合計所得が500万円未満

住所：夫婦の少なくとも一方がにかほ市に住所があること

当該住所が、申請する住宅の所在地であること

その他：過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと

夫婦ともに市税の滞納がないこと

公的制度による家賃補助を受けていないこと

申請日より2年以上継続してにかほ市に居住する意志があること

◎補助額上限

婚姻日時点の年齢が夫婦ともに29歳以下の場合 … 60万円

婚姻日時点の年齢が夫婦ともに39歳以下の場合 … 30万円

該住宅の売買契約書及び領収書の写し

申請期間

令和7年7月1日から
令和8年3月31日まで

申請希望の場合、事前にご相談ください

【事前相談・お問い合わせ先】

にかほ市連携推進課 連携推進班

（にかほ市象潟町字浜ノ田1 象潟庁舎内）

TEL:0184-43-7510

MAIL:renkei@city.nikaho.lg.jp



対象経費

【対象となるもの】

- ・住宅取得費用（新築、中古住宅）の取得費用
- ・住宅賃借費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
- ・住宅リフォーム費用
- ・引越費用

【対象とならないもの】

土地の取得費用、住宅ローン手数料、駐車場使用料、倉庫・車庫・外構等工事費用、レンタカー代、自家用車による引越費用

△ご注意△

令和7年4月1日から
令和8年3月31日までの間に
支払った費用が対象です！

申請に必要な書類

【共通の提出書類】（全員提出）

- ① にかほ市結婚新生活支援事業費補助金申請書
- ② 戸籍謄本または婚姻届出受理証明書 ※
- ③ 住民票の写し ※
- ④ 夫婦それぞれの所得証明 ※
- ⑤ 夫婦それぞれの納税証明書 ※
- ⑥ 夫婦それぞれの住宅手当支給証明書
- ⑦ 誓約書

【該当する場合の提出書類】

- ⑧（貸与型奨学金を返還している場合）貸与型奨学金返還証明書
- ⑨（住宅購入の場合）当該住宅の売買契約書及び領収書の写し
- ⑩（住宅を賃借した場合）当該賃貸住宅の賃貸借契約書及び領収書の写し
- ⑪（住宅リフォームをした場合）工事請負契約書又は請書の写し及び領収書の写し
- ⑫（引っ越しの場合）引越費用の支払内訳が分かる書類

※発行には所定の手数料がかかります。



申請の流れ

申請者

【申請前の確認】

1. 住宅の購入または賃借
 2. 住宅のリフォーム
 3. 引越し
- 1～3のいずれかにかかる支払いが済み、当該住宅に住民票があること

①費用の支払い

②交付申請書等の提出

③交付決定通知書送付
④指定口座への助成金交付

業者 不動産、工事業者
引越・運送等

にかほ市

【注意事項】

- ・申請を希望される場合は、必ず事前にご相談ください。
- ・婚姻後、申請対象となる住居等に住民票を移し、かつ対象経費の支払いが済んでからでないと申請できません。



詳しくはにかほ市ホームページを
ご覧ください。
申請書等もダウンロード可能です。

🔍にかほ市 結婚新生活 検索

クリックするっぺん！

